

政 委 第 4 0 号
平成 27 年 1 月 9 日

国土交通省独立行政法人評価委員会
委員長 家 田 仁 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 岡 素 之

平成 25 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 26 年 9 月 12 日付けをもって貴委員会から通知の
あった「国土交通省所管独立行政法人の平成 25 事業年度業務実績評価
について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、
通知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会に
おいて取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の
取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価
の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ
です。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこ
れまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、
来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたしま
す。

平成25年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

平成25年度における国土交通省所管20法人（土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査独立行政法人、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し伝える。

（業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成26年度取組について」（平成

26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26年度取組」という。)において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

(中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価)

26年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

(目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価)

26年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)

26年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

(過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価)

26年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

（電子化等による業務の効率化を明らかにした評価）

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

(過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)

26 年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)

26 年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【交通安全環境研究所】

- ・ 外部連携の強化については、「I T S 世界会議2013東京」において、通信利用型安

全運転支援システムの公道デモを実施し、ASV技術の理解促進に多大な貢献をしたことや、ドイツ連邦道路交通研究所と研究協力に関する覚書を新規に締結し、新技術及びグローバル化を踏まえた国際調和に適切に対応する体制を構築したこと等を理由に、平成24年度のA評定（5段階中上から3番目の評定）から、平成25年度はS評定（5段階中上から2番目の評定）に上げている。

しかしながら、外部連携の強化の指標として設定された数値目標である共同研究の件数は、平成24年度の19件から平成25年度は16件に減少しており、年度計画目標の18件を下回っているほか、国際学会における研究発表の件数や学会におけるオーガナイザ、座長、編集委員を務めた件数も平成24年度より減少している状況であり、これらの事実についてなんら言及することなくS評定を付すことには疑義がある。

今後の評価に当たっては、数値目標の達成状況に言及した上で、厳格な評価を行うべきであり、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

【電子航法研究所】

- 研究開発成果の普及及び活用促進については、査読付論文の採択件数が中期目標を上回る水準で年々増加傾向であることや、日本航空宇宙学会、ヒューマンインターフェース学会等から7件の表彰を受けたこと、本法人が主催した国際会議へ投稿された優秀論文をシュプリンガー社より出版したこと等を踏まえ、S評定（5段階中上から2番目の評定）としている。査読付論文の採択件数が、中期目標期間中における数値目標（5年間合計で80件、各年16件）を大幅に上回る実績（平成23年度は44件、24年度は50件、25年度は60件）で推移しているという事実を踏まえればS評定は妥当であると考えられる。

しかしながら、前中期目標期間の実績（平成18～22年度の合計で166件、各年それぞれ24件、22件、36件、37件、47件）に鑑みると、そもそも現行中期目標期間における査読付論文の採択件数に係る数値目標を前中期目標と同じく5年間合計で80件（各年16件）と設定した目標水準の妥当性に疑義がある。

今後の評価に当たっては、数値目標が設定されている事項について、中期目標期間におけるこれまでの実績を精査し、当該数値目標の妥当性を検証するとともに、必要な場合には、目標設定の見直しを促す評価を行うべきである。

【都市再生機構】

- ・ ニュータウン整備事業については、中期目標等において、中期目標期間中に2,600ha以上のニュータウン用地を供給・処分することとなっているが、平成24年度までの供給・処分実績は1,170haであることから、上記目標を達成するためには、最終年度である平成25年度に1,430ha以上の供給・処分が必要であった。

平成25年度計画における数値目標について、本法人は、「数字合わせで残面積1,430haを設定することは非現実的な目標であり妥当ではなく、中期目標の1年あたりの供給処分面積（520ha）や、足元の市場環境も踏まえた上で」、平成24年度計画の数値目標（650ha程度）より低い「400ha程度」と設定した。

このため、中期目標等と年度計画の整合性がとれていない状況となったが、貴委員会は、平成25年度の供給・処分実績は464haであり、年度計画の数値目標を達成したこと等を理由に、「中期目標の達成に向けた実施状況としては、低位ではあるものの、着実な実施状況と評価される範囲にはあるものと認められる」として、平成24年度のB評定（5段階中上から4番目の評定）から、平成25年度はA評定（5段階中上から3番目の評定）に上げている。

しかしながら、中期目標期間中の供給・処分実績は1,634haであり、中期目標で達成すべき2,600haの約6割にとどまることに加え、中期目標等に定められていたニュータウンの整備工事を完了することもできなかったことから、A評定とすることには疑義がある。

今後の評価に当たっては、中期目標等と年度計画の整合性がとれていない場合には、その改善を促すとともに、中期目標の達成状況を踏まえた厳格な評価を行うべきである。

【住宅金融支援機構】

- ・ S評定（5段階中上から2番目の評定）としている4項目について、A評定（5段階中上から3番目の評定）としている他項目と同様に、業務実績評価調書の評定理由には業務実績報告書に記載されている「業務実績（概要）」の内容がそのまま記載されており、「中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある」とした具体的な根拠が明確にされていないことから、S評定とすることには疑義がある。

今後の評価に当たっては、S評価とする具体的な根拠等を評価書で明らかにした上で、厳格な評価を行うべきであり、上記評価については、S評価とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評価の見直しを行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

【海上災害防止センター】

今般、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項の規定に基づき提出のあった「国土交通省所管独立行政法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について」（平成 26 年 3 月 13 日付け国独評委第 97 号）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。

【都市再生機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 25 年 12 月 16 日付け政委第 37 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項の規定に基づき提出のあった「国土交通省所管独立行政法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について」（平成 26 年 9 月 12 日付け国独評委第 46 号）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。

【奄美群島振興開発基金】

本法人については、「独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の改廃に関する意見について」（平成 25 年 12 月 16 日付け政委第 37 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項の規定に基づき提出のあった「国土交通省所管独立行政法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について」（平成 26 年 9 月 12 日付け国独評委第 46 号）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。